Speed 突破!シリーズ マニュアル



http://www.speedtoppa.net/

目次

目次		-2-
第 <i>1</i> 章	፤ ソフトを起動してみよう	- 4 -
1—1	Speed 突破!過去問題集を起動するには	- 4 -
1-1-1	スタートボタンから起動します	4-
第2章	実際に使ってみよう	- 5 -
2—1	メニューの使い方を覚えましょう	- 5 -
2—2	実際に問題を解いてみましょう	- 6 -
2-2-1	出題形式を選択する	6-
2-2-2	科目別学習から学習したい科目を選択する	6-
2-2-3	科目別学習から学習したい科目を選択する	7-
2-2-4	正誤を確認する	7-
2-2-4	自己評価をする	8 -
2-2-5	次の問題を解く	8-
第3章	効果的な利用法	10 -
3—1	条文を検索してみよう	10 -
3-1-1	オプションの起動	- 10 -
3-1-2	オプション起動画面	• 11 •
3—2	オリジナル問題集を作成してみよう	12 -
3-2-1	オプションの起動	- 12 -
3-2-2	印刷プレビューの表示	- 12 -

3—3	学習進度をみてみよう	- 13 -
3-3-1	オプションの起動	- 13 -
3-3-2	学習震度解析画面	- 13 -

第1章 ソフトを起動してみよう

1-1 Speed 突破!過去問題集を起動するには

1-1-1 スタートボタンから起動します

スタートボタン⇒すべてのプログラム ⇒ Speed 突破!シリーズ ⇒Speed 突破!シリーズ から起動します。

愛 Internet Explorer Vindows Anytime Upgrade Windows DVD メーカー Windows FAX とスキャン		
S Windows Media Center Windows Media Player Windows Update A XPS ピューアー	F#1X>F 2077	
 	ミュージック コンピューター	
gr Speed突破!シリース シアクセサリ シケーム シスタートアップ	コントロール パネル デバイスとプリンター	
メンテナンス	風淀のプログラム	
● 前に戻る 「プログラムとファイルの検索 ●	Windows セキュリティ	
🚳 💋 👸 🔕		•

第2章 実際に使ってみよう

2-1 メニューの使い方を覚えましょう

27 子省メニュー			
科目別学習	年度別学習	選択学習	詳細設定
労働基準法	全年度 [H6-H22]	数関連の問題	- 出題形式
労働安全衛生法	※平成 8年	届け出先(公的機関)	〇 記述式 or 選択式
労働者災害補償保険法	※平成 9年	届け出先(役職)	
雇用保険法	※平成10年	届け出先(国·自治体)	 全問題を出題 ************************************
労働保険徴収法	※平成11年	法改正等	○ "理解済"問題を外す ○ "未理解"問題のみ出題
健康保険法	※平成12年		└──出題順序────
厚生年金保険法	※平成13年		⊙ 順番通り
国民年金法	※平成14年		0 ランダム
労働一般常識	※平成15年		と ロード接击
社会保険一般常識	平成16年		キーワート快楽
	平成17年		
	平成18年		检索审行
	平成19年		
	平成20年		
	平成21年		
	平成22年		
履歴・メモー覧	ホームページ	ヘルプ	
メモクリア 履歴クリア	オプション起動	お困りですか?	

ここでは、学習する上でよく使う機能に絞って、それぞれの役割を説明します。学習方法や学習範囲、オプション機能の起動などを指定します。

※ 画面は Version 8.1.0 の社会保険労務士版です。実際の画面とは異なる場合がありますがご了承ください。

■科目別学習

科目を指定して学習したい場合は、こちらから選択します。 Speed 突破!シリーズのホームページに移動します。 ■個別学習 試験情報や問題集を使う上で役に立つ情報が掲載されていま 年度を指定して学習したい場合は、こちらから選択します。 す。 ■オプション起動ボタン ■選択学習 テーマ別に学習したい場合は、こちらから選択します。 オプションパックを起動します。 ■出題形式 ●択一式 五者択一あるいは四者択一で出題されます。本試験と同一形 ■終了ボタン 式ですので、じっくり勉強したい場合は、こちらを選択しま 学習を終わりにします す。

```
●記述・択一式
```

試験科目によっては、記述・選択式の出題があります。

根拠条文を見たい場合や、紙に問題を印刷したい場合、詳細な 学習履歴を確認する場合はこのボタンを押してください。

■ホームページボタン

2-2 実際に問題を解いてみましょう

それでは、実際に問題を解いてみましょう。

2-2-1 出題形式を選択する

まずは、択一式で解いてみましょう。出題形式の択一式のところにボタンが移動しているか確認します。他の場所にある場合は、択一式の横のボ タンをクリックします。

2-2-2 科目別学習から学習したい科目を選択する

(写真は、社会保険労務士過去問題集です。他の試験科目の場合は、別の科目が表示されています)

ここでは、労働基準法を選択してみましょう。労働基準法のボタンをクリックしてください。



2-2-3 科目別学習から学習したい科目を選択する

問題文(灰色の部分)を読んで、A~Eの中から解答(今回の場合は、誤っていると思うもの)を見つけ、 選択肢横のボタンをクリックします。今回は、4番目を選択してみます。 Aのボタンをクリックしてみましょう。 ※ポイント1も見てみましょう



2-2-4 正誤を確認する

画面左上に、今回の解答が正しかったのか誤りだったのかが判定されます。

選択肢横の解説ボタンを押して解説も確認しましょう。同様に、他の選択肢の解説も読んでみましょう。

気になる点はメモ欄に記入しておけば、自分のノートになります。



2-2-4 自己評価をする

今回の問題を解いたときの手ごたえはどうでしたか?

全ての枝問に関して、ほぼ完璧に理解していたと感じたのなら、「●理解済」を、あやふやな個所が残っていたり、まだ勉強不足だと感じたのなら、「▲要復習」を、まったく解っていなかった、ものすごく苦手分野だと感じたのなら「×未理解」をクリックしてください。

ここで付けた自己評価は、後の成績管理につながってきますので、正確に付けましょう。

💇 択一問題					×
図表	平成22年	労働基準法	2 _		択→
	労働基準法に定める解雇、	退職等に関する次の記述の	うち、誤っているものはど	ntro.	
〇正解					
	定年に達したことを理由とし 告の規制を受けるとするの	」て解雇するいわゆる「定年剰 が最高裁判所の判例である。	⊊雇」制を定めた場合の定 。	年に達したことを理由とする解雇は、労働	▶基準法第20条の解雇予
	使用者が労働基準法第20 告として有効であり、かつ、 有効に成立するまでの期間)条の規定による解雇の予告。 その解雇の意思表示があっ; 肌 同法第26条の規定による	をすることなく労働者を解 たために予告期間中に解 休業手当を支払わなけれ	雇した場合において、使用者が行った解解 雇の意思表示を受けた労働者が休業した ばならない。	星の意思表示が解雇の予 ときは、使用者は解雇が
	労働者と使用者との間で追 れば、基本的には労働基準 には、同項の義務を果たし	閣職の事由について見解の相 該法第22条第1項違反とはな たことにはならない。	違がある場合、使用者が 応ないが、それが虚偽でな	自らの見解を証明書に記載し労働者の語 あった場合く使用者がいったん労働者に見	☆に対し遅滞なく交付す 記した事由と異なる場合等)
	労働基準法第22条第1項 付しなければならず、また、 の事実のみについて使用す	の規定により、労働者が退職 退職の事由が解雇の場合に 皆に証明書を請求した場合で	した場合に、退職の事由 コよ、当該退職の事由 コ。 あっても、使用者 よ、解雇	こついて証明書を請求した場合には、使用 「解雇の理由を含むこととされているため」 の理由を証明書に記載しなければならな	月者は、遅滞なくこれを交 、解雇された労働者が解雇 い。
	学働基準法第22条第4項 合運動に関する通信 くは労働組合運動	ちいて、あらかじめ第三者と には退職時等の証明 列挙事項であって	やり、労働者の就業を妨 の記号を記入して ない。	げることを目的として、労働者の国籍、信 はならないとされているが、この「労働者の	:条、社会的身分若しくは労 D国籍、信条、社会的身分
 理解済 	▲ 要復習	× 未理解	インターネット版問	題表示(音声解説付)	◀ ▶ 》

2-2-5 次の問題を解く

自己評価をすると 2-2-4 の画面に戻りますので、繰り返しで問題を解いていってください。

終わる場合は、画面右上の×ボタンを押します。

※ポイント1

💣 択一問題					X
図表	平成22年	労働基準法	2 _		択一
〇正解	労働基準法に定める解雇	、退職等に関する次の記述のう	ち、誤っているものはどれ	itro	
	定年に達したことを理由と 告の規制を受けるとするの	して解雇するいわゆる「定年解」)が最高裁判所の判例である。	雇」制を定めた場合の定3	利ご進したことを理由とする解雇 は、労f	動基準法第20条の解雇予
	使用者が労働基準法第20 告として有効であり、かつ、 有効に成立するまでの期間	0条の規定による解雇の予告を 、その解雇の意思表示があった 間、同法第26条の規定によるが	することなく労働者を解釈 ために予告期間中に解釈 ト業手当を支払わなけれ」	記た場合において、使用者が行った解 置の意思表示を受けた労働者が休業し ばならない。	雇の意思表示が解雇の予 こときは、使用者は解雇が
	労働者と使用者との間では れば、基本的には労働基準 には、同項の義務を果たし	見職の事由について見解の相道 準法第22条第1項違反とはなら たことにこはならない。	むがある場合、使用者が自 らないが、それが虚偽です	βらの見解を証明書に記載し労働者の誘 うった場合く使用者がいったん労働者に	青求に対し遅滞なく交付す 示した事由と異なる場合等)
	労働基準法第22条第1項 付しなければならず、また の事実のみについて使用:	iの規定により、労働者が退職し 、退職の事由が解雇の場合にコ 者に証明書を請求した場合であ	た場合に、退職の事由に は、当該退職の事由には うっても、使用者は、解雇(こついて証明書を請求した場合には、使 解雇の理由を含むこととされているため D理由を証明書に記載しなければならな	用者は、遅滞なくこれを交 、解雇された労働者が解雇 いい。
	労働基準法第22条第4項 働組合運動に関する通信 若しくは労働組合運動」は	Iにおいて、あらかじめ第三者と をし、又は退職時等の証明書に 制限列挙事項であって、例示で	譲り、労働者の就業を妨 秘密の記号を記入してに 引まない。	げることを目的して、労働者の国籍、 f はならないとことであが、この「労働者」	言条、社会的身分若しくは労 の国籍、信条、社会的身分
 ● 理解済 	▲ 要復習	× 未理解	インターネット版問題	題表示(音声解説付)	< >

問題文が長くて見辛いときは、「インターネット版問題表示(音声解説付)」ボタンを押してみましょう。

別画面で見やすく表示されます。

「音声解説」ボタンを押すと解説と同じ内容を音声で聞くことができます。



第3章 効果的な利用法

3-1 条文を検索してみよう

3-1-1 オプションの起動

メニュー画面の「オプション起動」ボタンをクリックします



3-1-2 オプション起動画面

🔄 オプションメニュー -カード印刷メニュー・ 学習進度解析メニュー-プレビュー&印刷 学習進度解析 ・印刷オブション・ 学習進度解析オプション・ ⊙ 択一 ⊙ 択一 ▼ 解答を入れる ④ 年度順に並べ替え 〇 記述 〇 記述 ○ 科目順に並べ替え ▼ 解説を入れる 苦手な問題順に並べ替え 問題の絞り込み 🔲 絞り込みをする ■ 年度 条文検索メニュー 平成22年 Ŧ 条文検索 ▶ 科目 労働基準法 40 Version 1.5.0

下のような画面が出てきたら、起動成功です。条文検索ボタンをクリックしてみましょう。

3-1-3 法令の選択

ドロップダウンメニューをクリックして、検索したい条文 を選択してみましょう。 今回は、「国民年金法第 5 条」を検索してみます。 ドロップダウンリストから「国民年金法」を選択して、テ キストボックスに「5 」を記入してから 「検索」を押してください。

🔄 条文検索 110 国民年金法 -第□ 5 条の「 検索 (用語の定義) 第五条 この法律において、「被用者年金各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。 - 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号) 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)(第十一章を除く。) 四 私立学校教職員共済法 2 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保 険者期間のうち納付された保険料(第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の二第一 項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその 残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。)に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保 険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をい З この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料 半額免除期間及び保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。 4 この法律において、「保険料全額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被 保険者期間であつて第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを 要しないものとされた保険料に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる 保険料に係る被保険者期間を除いたものを合質した期間をいう。 5 この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者として の被保険者期間であって第九十条の二第一項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しな いものとされた保険料(納付することを要しないものとされた四分の三の額以外の四分の一の額につき納付 されたものに限る。)に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料 に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。 6 この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被 保険者期間であつて第九十条の二第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた 保険料(納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。)に係るものの うち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたもの を合算した期間をいう。 7 この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者として の被保険者期間であつて第九十条の二第三項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しな いものとされた保険料(納付することを要しないものとされた四分の一の額以外の四分の三の額につき納付 されたものに限る。)に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料 に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。 8 この法律において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様 の事情にある者を含むものとする。 9 この法律において、「被用者年金保険者」とは、厚生年金保険の管掌者たる政府又は年金保険者たる共 済組合等をいう。 10 この法律において、「年金保険者たる共済組合等」とは、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共 済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

3-2 オリジナル問題集を作成してみよう

3-2-1 オプションの起動

カード印刷機能を使って、オリジナル問題集を作 ってみましょう。

全部印刷すると、560 ページにもなってしまいま すので、今回は「平成 22 年度の国民年金法」に絞 り込んで印刷してみます。

「絞込みをする」のチェックボックスをチェック した後、「年度」「科目」ともにチェックを入れま す。



3-2-2 印刷プレビューの表示

画面のような形で印刷されます。 矢印を押して、 何枚になるか予め 確認しておきましょう。

確認が終わったら、印刷ボタンを押せば印刷が開始されます。 平成 22 年度の問題全部や労働基準法の全年度といった絞込みも 出来ますので、自分だけのオリジナル問題集を印刷してみましょう。

🔄 ブレビュー	x
K > 2 閉じる 印刷	
国民年金法 平成22年 第62問	*
国民年金法に関する次です、正しいものはどれか。	
<1> 脱退一時金の支給について、請求の日の属する月の前日までの第1号除保険者としての被保険者期間に係る保険料約付済期間を3か月及び保険料4分の3免除期間を4か月有する者であって、法所定の要件を満たすものは、その請求をすることができる。	11
<2> 厚生労働大臣は、国民年金制度に対する国民の理解を増進させ、その信頼を向上させ るため、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者及び受給権者に対し、被保険者の保険 料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとする。	
<8> 厚生労働大臣に対し、保険料の納付事務を行う旨の申出をした市町村(特別区を含む。 以下同じ。)は、保険料を滞納している者であって市町村から国民健康保険法第9条第10項 の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、また は受けようとしている被保険者の委託を受けて、保険料の納付事務を行うことができる。	
<4> 老齢基礎年金の支給の繰下げの申出をしたときは、当該年金の受給権を取得した日の 属する月から当該申出を行った日の属する月までの月を単位とする期間に応じて一定率の加 算をした額が支給される。	
<5> 被保険者の死亡の当時、障害の状態にない追族基礎年金の受給権者である子が、18 歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでに障害等級に該当する障害の状態になっ た場合、当該障害状態にある間については年齢に関係なく当該追族基礎年金の受給権は消 滅しない。	
解答	Ŧ

3-3-1 オプションの起動

学習進度解析機能を使って、現在までの学習進度を解析し てみましょう。

(学習進度の解析は、ある程度問題を解いた後で無いと効 果がありません)

学習進度解析ボタンをクリックしてみましょう。



3-3-2 学習震度解析画面

赤は、「×未理解」を選択したもの、黄色は「▲要復習」を 選択したもの、青は「●理解済」を選択したものです。そ れぞれの評価は、達成度としても表示されていますので、 グラフと併せて参考にしてください。

メニュー選択時に、「苦手な問題順に並び替え」を選択して おくと、苦手な問題を直ぐに把握することも出来ます。

習進度解析													
年度	科目	形式	問番	肢	計	0		×	達成度		П		
平成22年	労働基準法	択一	1	1	8	6	2	0	87 %			ا ک ا	
平成22年	労働基準法	択一	1	2	8	6	2	0	87 %				
平成22年	労働基準法	祝一	1	3	8	6	2	0	87 %				
平成22年	労働基準法	択一	1	4	8	6	2	0	87 %				
平成22年	労働基準法	祝一	1	5	8	6	2	0	87 %				
平成22年	労働基準法	択一	2	1	5	4	Ō	i	80 %				
平成22年	労働基準法	祝一	2	2	5	4	Ō	it	80 %				
平成22年	労働基準法	祝一	2	3	5	i.	0	it	80 %			++	
平成22年	学曲基準法	祝一	2	4	5	4	ñ	it	80 %				
平成22年	学働基準法	祝一	2	5	5	Ť	ň	it	80 %				
平成22年	学确基准法	祝一	3	1	7	3	3	it	64 %				
平成22年	学働其准注		3	2	7	3	3	it	64 %				
平成22年	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	祝山	8	- 3	7	3	3	it	64 %				
平成22年	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	祝一	3	4	7	3	3	it	64 %				
平成99年			3	5	ż	2	2	it.	64 %				
平成99年	学确其准注	祝山	4	1	7	ž	2	i i	71 %				
平成22年		17	4	2	7	4	2	÷1	71 %				
平成22年	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	17-	4	9	7	i i	2	÷1	71 %				
〒5%22年 亚式99年	一一万副金丰広	1/1	4	4	7	1	2	÷1	71.6				
〒0322年 平成20年	一方側弦字広	18-	4	- 4	7	1	2	1	71 %				
〒0322年 亚式10年	方間空中ム	10	5	1	2	1	2	÷1	71 %				
〒0322年 平式202年	力制を守心	10.	0 E	-	7	-	2		71.0				
十月3,224 平式10年	方刷空华/云	10(-	5	- 4	7	1	2		71 %				
〒0322年 亚武202年	力制在中心	10.	0 E	4	7	-	2		71.0				
十月),22年	う 副弦 辛 広 谷嶋 其 淮 注	10(5	4	7	2	2		71.8				
十約,22年 平式20年		10.	0 6	0	7	4	2	-	71 %				
十月3,22年		10(0	1	4	0	0	2	71 %				
十約,22年		1/(0 c	2	1	0	0	2	71.8				
半均,22年	う 制 堂 年 法	元	0	3	1	0	U	2	71.8				
十5%22年	万卿空华法	1/(0	4	4	5	U	2	71.8				
十5%22年				0	1	9	U	2	71.8				_
半成22年	万卿全华法	-71		1	8	0	2	4	/5 %				
平成22年		·///	1	2	8	5	2		/5 %				
半成22年		抓一	1	8	8	5	2	1	75 %				
平成22年	労働基準法	- <u>1</u> /(7	4	8	5	2	1	75 %				
半成22年	労働基準法	沢一	7	6	8	6	2	1	75 %				